

## ♡♡ 精神保健福祉法の改正 ♡♡

### 〔令和5年4月～〕

- 目的：「精神障害者の医療…」  
⇒「障害者基本法の理念にのっとり、精神障害者の権利擁護とその医療…」
- 精神障害者の定義：「精神病質」の文言を削除。
- 家族等の定義：「児童虐待・DV・高齢者虐待・障害者虐待の加害者」を除外。  
☞唯一の家族等がこれに該当する場合、市町村長の同意で手続きOK！
- 任意入院者の退院制限：書面にて告知する内容に、「退院制限の理由」を追加。
- 医療保護入院の告知：本人だけでなく、同意した家族等にも告知。  
書面にて告知する内容に、「医療保護入院の理由」を追加。
- （緊急）措置入院の告知：本人だけでなく、措置診察のための通知を行った家族等にも告知。  
書面にて告知する内容に、「措置入院の理由」を追加。
- 精神保健指定医の新規申請：「研修受講後、1年以内」  
⇒「研修受講後、3年以内」

〔令和6年4月～〕

- 医療保護入院：入院後6か月間は最長3ヶ月、6ヶ月以降は最長6ヶ月。  
家族等が入院への同意/不同意の意思表示をしない場合は、市町村長の同意により手続き可。  
【入院期間の更新について】  
退院支援委員会の開催、家族等からの同意の確認、入院期間の更新から10日以内に都道府県及び政令指定都市への更新届を提出することにより、入院期間を更新できる。（定期病状報告は不要になる！）  
入院期間の更新について、家族等からの不同意の意思表示がない場合は、同意したものとみなす。

- 措置入院：入院時に、その入院の必要性について、精神医療審査会での審査が必要となる。（これまでは入院後、一定期間毎の入院継続の必要性のみが審査の対象だった。）  
精神科病院の管理者に対し、退院後生活環境相談員の選任義務、必要に応じた地域援助事業者の紹介義務を新設。（医療保護入院者に限定していたものを、措置入院者にも拡大！）

- 退院後生活環境相談員の要件：公認心理師も研修を受ければOK！

- 入院者訪問支援事業：第三者が精神科病院の入院患者を訪問支援する。

都道府県が行うことのできる事業。

- ・対象者…市町村長同意による医療保護入院者等で、希望する者。
- ・第三者…都道府県等の研修を受け、都道府県等から選任された訪問支援員。  
※ 資格の保有条件はないが、研修の受講は必須。

守秘義務あり！  
違反した場合の罰則規定あり！

- ・支援内容…傾聴、入院生活に関する相談、情報提供  
※ 困りごとの解決そのものや障害福祉サービスの利用調整及び提供ではない。
- ・ねらい…入院者が自らの力を発揮できるよう、寄り添う。
- ・期待される効果…入院者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごとの解消。

- 精神科病院での虐待：〔虐待防止措置の義務化〕

- ・精神科病院の管理者…虐待防止のための研修や相談体制の整備を行う。
- ・精神保健指定医…管理者の虐待防止措置に協力する。

〔虐待通報の義務化〕

- ・業務従事者による虐待を発見した者…誰もが都道府県に通報を（義務）。
- ・都道府県知事…診療録等の提出、立入検査など必要な措置を命じる。

毎年度、虐待の状況などについて公表。

- 行政による相談支援：市町村等が行う精神保健相談支援の対象は、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象とする。

※ 都道府県には市町村への必要な援助を行うよう努めること。